福井県青少年愛護審議会（愛護部会２班）議事録

１　開催日時

令和２年２月２７日（木）午後２時～午後３時

２　開催場所

福井県庁　１１階　１１０１会議室

３　出席者

(1)　委員　６人

小西出則子委員、酒井美樹男委員、佐々木雅代委員、中西美和子委員、松田実委員、山﨑暢子委員

（欠席　安彦智史委員、清水祥三委員、砂村洋子委員、和多田裕委員）

(2)　幹事　２人

油谷泉幹事（代理）、谷口敏英幹事

(3)　事務局　５人

川野副部長（県民安全）、金谷県民安全課長、ほか課員３人

４　報告内容

(1)　ビデオ等の包括指定に係る報告

事務局から、１月に有害図書等として包括指定したビデオ等１，１４０作品（１２月分）について、指定経緯および指定理由について報告がなされ、了承された。

５　審議内容

図書等の推奨・指定にかかる諮問（福井県青少年愛護条例第４８条第１項第２号）

ア　優良図書の推奨に係る諮問

知事から優良図書等の推奨に関して諮問を受けた図書９冊について、各委員に回覧するとともに、事前審査を行った委員による事前審査の補足説明を行ったところ、９冊をいずれも優良図書として推奨することが適当との意見を得た。また、新聞に表紙がカラーで掲載される１冊を決定した。

イ　有害興行の指定に係る諮問

知事から有害興行の指定に関して諮問を受けた映画４作品について事務局か

ら指定理由等を説明し、審議したところ、いずれも有害興行として指定することが適当との意見を得た。

6　意見交換

〇県警本部少年女性安全課から、児童ポルノの「自画撮り」被害児童数についての説明があり、また、事務局から、県の今年度の青少年のインターネット被害防止に関する主な取組状況についての説明がなされた。

・委員から、自画撮り被害において加害者となるのは、被害者の先輩や友人などが多いのか、それともネット上で知り合った人が多いのかとの質問があり、県警本部少年女性安全課から、ネット上で知り合った面識のない者の方が多く、その中には、性別や年齢を偽り、ＳＮＳやオンラインゲームを通じて被害者に近づく者もいるとの説明がなされた。

・委員から、福井県青少年愛護条例の改正を踏まえ、事業者や保護者に課せられた義務は守られているのかとの質問があった。事務局から、事業者は青少年のスマートフォン契約時にフィルタリングサービスについて保護者に書面で説明し、保護者はフィルタリングサービスを受けない場合は書面で申出をしている。そのフィルタリングの利用率に関しては、現在、事業者に調査中であるとの説明がなされた。

〇平成３０年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書について、事務局から説明がなされた。